新型コロナウイルス感染症対策に伴う

宮教研連主催研修会等の開催ガイドライン（案）

令和２年６月２０日決定

宮崎県教育研究連合会

１　はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う宮崎県の対応指針（改定案）（R2.5.26）を踏まえ、宮崎県教育研究連合会（以下「宮教研連」と略す）主催の研修会等における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

県の対応方針においては、「感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す」とされていることに鑑み、宮教研連としても、同様の考え方のもと、各種研修会等を開催する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

なお、研修会等を中止する場合、職能団体・研修団体である宮教研連の存在意義を踏まえ、会場に行かなくても、研修会等を在宅で受講することができるよう、オンライン講座や動画配信等のオンラインコンテンツ公開を推進する。

また、本ガイドラインの内容は、今後の県の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

２　本ガイドラインの適用対象と適用期間

1. 本ガイドラインが適用される対象は以下とする。（総称して「研修会等」とする。）

・宮教研連の県本部が主催する会議等

・――――同――――――――研修会・研究大会等

・宮教研連の県本部役員会等

1. 適用期間

本ガイドラインの適用期間は、令和２年度末までとする。なお、状況に応じて、この期間は、短縮、または、延長することがある。

３　感染防止のための基本的な考え方

宮教研連は、利用施設の各種規定を踏まえた上で、研修会等の主催者・運営委員・参加者（以下、「参加者等」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底した対策を講ずるものとする。

なお、教職員という立場から、仮に感染した場合、所属校やその児童・生徒等に与える影響が非常に大きいことを踏まえ、一般的な同種のガイドラインよりも厳格な対策を講ずるものとする。

４　研修会等の実施に際して講じるべき具体的な対策

　研修会等の実施に際して、屋内での実施を想定して、以下の対策を行う。

1. 総論

〇　感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を極力避け、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。

座席数を減らして間隔を空け、互い違いに着席するなどの対策を講じる。

〇　感染防止のための参加者等の制限のため、以下のような手段を講じる。

　・会場の収容定員に対し、収容率が５０％以下とするよう、参加者等を限定する。

　・当分の間、参加者等の上限を１００名程度（主催者・運営委員を含む）とする。

〇　研修会等の開催については、緊急性・必要性等を検討し、できるだけ、紙面上やオンライン等での実施へ切り替える。

1. 参加者等の安全確保のために実施すること

〇　参加者等に対し、以下に該当する者の参加を制限する。

・37.5度以上の発熱がある場合 （または平熱比1度超過）

・咳、咽頭痛、頭痛、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の症状がある場合

・過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

・過去14日以内に国内の対象地域への旅行並びに在住者との濃厚接触がある場合（対象地域：関東地方･関西地方･北海道等の感染者数が多い地域）

〇　参加者等の氏名及び緊急連絡先、および、体温や上記の確認事項を把握する。また、参加者等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

　　具体的には、参加者等には、受付時等に、別紙に示す個票の提出を依頼する。

〇　感染防止対策として、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。参加者等に、事前に周知を図っておくこと。

1. 研修会等の開催に当たって特に留意すべきこと

・座席は、原則、スクール形式またはシアター形式とする。（全て、一方向向き）

・講師等については、原則、県内からの招聘とする。

・直接手で触れることができる展示物等は展示しない。

・資料やパンフレット等は、手渡しでは配布しない。

・個人での作業を除く実習・実験、近距離での会話（ペア・グループ活動を含む）、大きな発声、歌唱、及び、運動等を伴う研修は、実施せず、内容と方法を変更する。

・会場内の一か所に大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。（受付時は間隔をあける等）

・研修会等の主催者は、予備マスク、予備体温計、消毒薬、ペーパータオル、ビニル手袋など必要な対策用品を、事前に準備しておく。

1. 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。

・速やかに、施設関係者に連絡を行い、感染が疑われる者を別室へ隔離する。

・対応する者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。

・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。

・主催者は保健所等へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

・感染が疑われる者と接触した参加者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。

・症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

新型コロナウイルス感染症対策に係る個人票

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 記入日　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　名 |  | 所　　属　　校 |
|  |
| 緊急連絡先 |  |
| 健康状態 | 体温：　　　　　　　　　°Ｃ | *↓*↓該当する項目に〇をつけてください。 |
| 異常なし | 咳 | 喉の痛み | 頭痛 | 息苦しさ | 体のだるさ | その他体調不良 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| その他 | 以下の項目に該当が一つでもありますか？・過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合・過去14日以内に国内の対象地域への旅行並びに在住者との濃厚接触がある場合（対象地域：関東地方･関西地方･北海道等） | (　　　)ある(　　　)ない |

※この個人情報取得につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施しているものです。この目的以外には使用しませんが、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることがありますので、ご了解くださるようお願いします。保管期間は、　研修会実施後、１年間とします。